

# 財政健全化判断比率等について

令和5年10月 総務課財政係

本町の財政健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回る数値となっている。

## 1. 令和4年度健全化判断比率等の状況

(1) 健全化判断比率（「－」は実質赤字額又は連結実質赤字額がないため。）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比率 (早期健全化基準)	「－」 (13.67%)	「－」 (18.67%)	6.8% (25.0%)	31.2% (350.0%)

(2) 資金不足比率（「－」は資金不足額がないため。）

特別会計の名称	資金不足比率	(経営健全化基準)
水道事業会計 下水道事業会計	いずれも 「－」	(20.0%)

## 2. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月成立、平成20年4月施行）では、地方自治体の財政を、「健全」、「財政の早期健全化」、「財政の再生」の3つの段階に区分し、段階に応じた対応を要請しています。財政の健全性を判断する指標の公表については平成19年度決算から、財政健全化計画の策定義務付け等は平成20年度決算から適用されています。

## 3. 健全化判断比率等について

○健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 (2) 連結実質赤字比率 (3) 実質公債費比率 (4) 将来負担比率

○資金不足比率

(公営企業等会計ごとに算定)

これら健全化判断比率等は、算定後、監査委員の審査意見を付した上で、町議会へ報告し、町民へ公表することとなっています。また、比率のいずれかが早期健全化基準（公営企業等にあつては経営健全化基準）以上となった場合には、財政健全化計画（公営企業等にあつては経営健全化計画）を策定し、自主的な改善努力で財政（経営）健全化を目指すこととなり、いずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を策定し国等の関与による確実な財政再生が図られることとなります。

## 令和4年度健全化判断比率等の状況

### 1. 健全化判断比率

#### ○実質赤字比率

<p>歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、町の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。</p> <p>町の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、やむを得ず赤字が発生した場合には、その赤字を翌年度の予算で補てんする「繰上充用」を行うこととなり、翌年度においても赤字が解消できない場合は、さらに赤字が累積していくこととなります。</p> <p>こうしたことから、単年度の赤字額だけではなく、歳入不足のため翌年度に繰り延べした債務や、執行すべき事業を繰り越したものを含めた赤字額（「実質赤字額」）を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握しようとするものです。</p>	南会津町の状況	早期健全化基準
	—	13.67%
		財政再生基準
		20.00%

#### ○連結実質赤字比率

<p>町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、町を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。</p> <p>町の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計などのように料金収入等を主な財源として事業を実施している会計があり、公営企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があります。</p> <p>このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、町全体として見た収支における資金不足の深刻さを把握しようとするものです。</p>	南会津町の状況	早期健全化基準
	—	18.67%
		財政再生基準
		30.00%

#### ○実質公債費比率（3ヶ年平均）

<p>義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額について、標準財政規模を基本とした額で除したものの3ヶ年の平均値です。</p> <p>こうした削減や先送りのできない経費の比率が高まると、他の経費を節減しないと収支が悪化し赤字団体となる可能性が高まる（これを「財政の弾力性が低下」した状態と言います）ことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることで、町財政の弾力性が失われていないかを見ようとするものです。</p>	南会津町の状況	早期健全化基準
	6.8%	25.0%
(R3 5.8%)		財政再生基準
		35.00%

### ○将来負担比率

<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。(=「現在の負担」の状況)</p> <p>一方、将来負担比率は、町が発行した地方債残高だけでなく、例えば、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計からの繰入見込額、加入する一部事務組合の地方債の元金償還に充てるための町負担額、退職手当支給予定額のうち一般会計負担見込額、町が損失補償を付した第三セクター等の債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額について、標準財政規模を基本とした額で除したものです。(=「将来の負担」の状況)</p> <p>この比率が高いと、単年度の標準的な財政規模に比べて、将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。</p> <p>こうしたことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることによって、現在の負担だけでなく、将来の負担をも念頭においた財政運営が行われているかを見ようとするものです。</p>	<p>南会津町の状況</p>   <p>31.2% (R3 31.4%)</p>	<p>早期健全化基準</p>  <p>350.0%</p>
		<p>財政再生基準</p>

### 2. 資金不足比率

<p>一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。</p> <p>この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になっていきます。</p> <p>なお、資金不足額の計算に際しては、例えば水道事業などでは、設備等への投資を行っても料金収入は給水が開始する数年先になってしまうなど、構造的に発生するやむを得ない資金不足（これを「解消可能資金不足額」といいます）もあることから、そうした額を控除することになっています。</p>	<p>各公営企業の状況</p>	<p>経営健全化基準</p>          <p>20.0%</p>
<p>水道事業会計</p>	<p>—</p>	
<p>下水道事業会計</p>	<p>—</p>	

※ 「—」が表示されている公営企業会計は資金剰余が発生しているため、該当する比率はありません。